

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡アークプラザ南  
所在地 長岡市古正寺町字中割56外  
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ・アークランドサカモト株式会社
    - (変更前) 午前9時30分
    - (変更後) 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
    - (変更前) 午前9時から午後20時30分
    - (変更後) 午前6時30分から午後20時30分
- 3 変更を予定する年月日  
平成24年10月30日
- 4 変更の理由  
お客様の要望に対応するため。
- 5 届出年月日  
平成24年10月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年11月9日から平成25年3月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp